

( 外交防衛委員会 )

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本

国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

( 閣条第八号 ) ( 衆議院送付 ) 要旨

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、二〇〇九年（平成二十一年）十二月以降、現行租税条約の情報交換に係る規定（第二十八条）を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行租税条約を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、二〇一〇年（平成二十二年）一月二十五日にルクセンブルクにおいて、この議定書の署名が行われた。

この議定書は、前文、本文三箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行租税条約第十一条4を改め、ルクセンブルク及び日本国の利子免税対象機関としての「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」に該当する機関について所要の修正を加える。

二、現行租税条約第二十八条を改め、両締約国の権限のある当局が、条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。

三、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。